

共同生活援助、自立訓練、 地域相談支援に係る報酬について ＜論点等＞

共同生活援助

共同生活援助の報酬に係る論点

【背景】

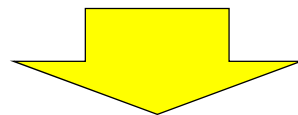
- 平成26年度に、従来の共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)を一元化し、外部サービス利用型及びサテライト型住居を創設するとともに、一部の加算について充実を図ったところ。
- 今後とも、障害者が地域で安心して生活できるよう、特に重度の障害者への対応についてグループホームの更なる充実を進めていく必要がある。

【論点】

- 論点① 基本報酬について、重度の障害者の支援が手厚くなるよう、障害支援区分の高い利用者に係る報酬に重点化を図るといった見直しについて、どう考えるか。
- 論点② 夜間支援等体制加算について、1人の夜間支援従事者が少数の利用者を支援できるよう見直すことや、実際の夜間職員の配置状況を適切に評価できるよう算定方法を見直すことについて、どう考えるか。
- 論点③ 重度障害者支援加算について、従業者に対し強度行動障害支援者養成研修の受講を促すとともに、重度障害者に対する支援を適切に評価できるよう見直すことについて、どう考えるか。
- 論点④ 日中支援加算(Ⅱ)について、障害者の高齢化や重度化を踏まえ、対象となる日中活動の拡充を図ることについて、どう考えるか。
- 論点⑤ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置の取扱いについて、どう考えるか。

論点①: 基本報酬の見直しについて

- グループホームの基本報酬については、障害支援区分及び世話人の配置状況に応じて単位数が設定されている。
- 平成21年度の報酬改定では、少人数単位の支援を評価する観点から、世話人の配置に応じた評価となるように見直すとともに単位数の引上げを行い、また、平成24年度の報酬改定では、物価の動向を勘案した見直しを行ったところ。
- 施設や病院からの地域移行を進めていく中で、グループホームは重要な居住の場であり、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたニーズの高まりを踏まえると、重度の障害者への支援をさらに手厚くしていく必要がある。



- このため、重度の障害者に対する支援を強化すべく、障害支援区分の高い利用者に係る報酬に重点化を図るといった見直しについて、どう考えるか。

《参考》グループホームの現行の単位数

現行の単位数

介護サービス包括型

	利用者数に対する世話人の配置		
障害支援区分	4 : 1	5 : 1	左記以外
区分6	645単位	594単位	561単位
区分5	528単位	477単位	444単位
区分4	449単位	398単位	365単位
区分3	383単位	332単位	299単位
区分2	294単位	243単位	210単位
区分1以下	257単位	211単位	181単位

《参考》外部サービス利用型

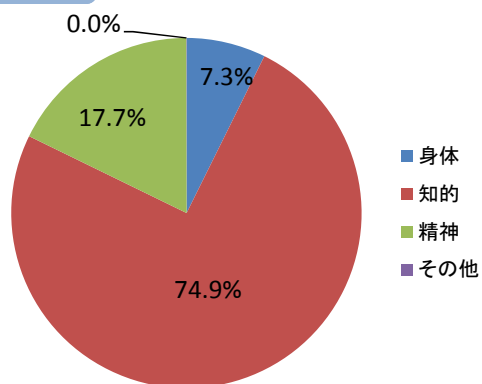
	利用者数に対する世話人の配置			
	4 : 1	5 : 1	6 : 1	左記以外
基本サービス費	257単位	211単位	181単位	120単位
	受託居宅介護サービスに係る所要時間			
	15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 1時間30分未満	1時間30分以上
受託居宅介護サービス費	99単位	199単位	271単位に所要時間30分から計算して15分増すごとに90単位を加算した単位	580単位に所要時間1時間30分から計算して15分増すごとに37単位を加算した単位

《参考》グループホームの利用者の状況

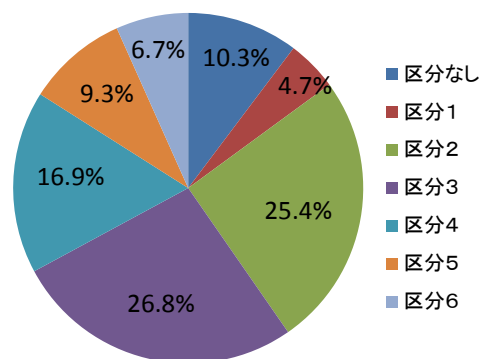
グループホームの利用者数を障害種別にみると**知的障害者が約7割**を占めている。また、障害支援区分別にみると**区分3以上が過半数**を占めている。

介護サービス包括型

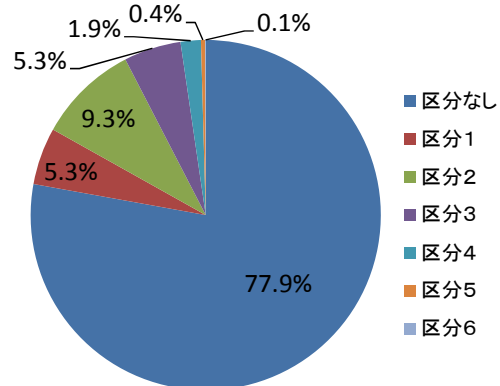
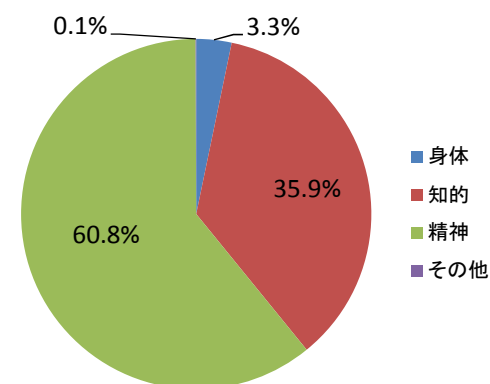
障害種別



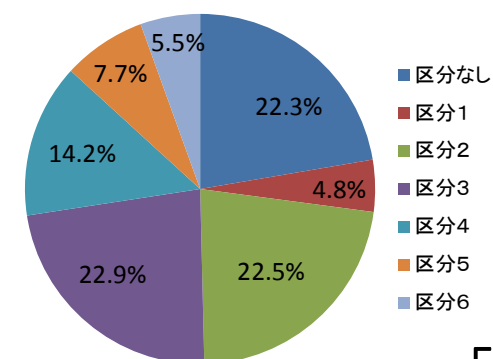
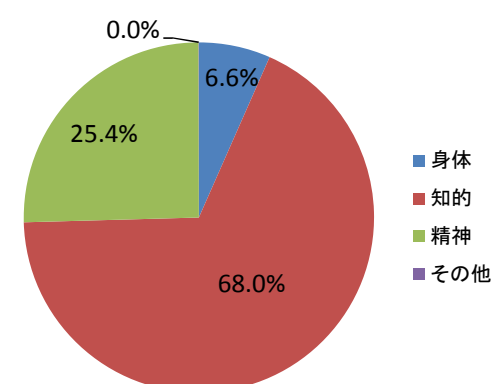
障害支援区分別



外部サービス利用型



合 計



※ 平成26年4月国保連データ

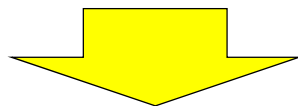
《参考》基本報酬に関する要望事項

基本報酬に関すること

- ・ 小規模グループホームの基本報酬の単価引き上げること。（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会）
- ・ グループホームの基本報酬を増額すること。
（社会福祉法人日本盲人会連合・公益財団法人日本知的障害者福祉協会・きょうされん・全国社会就労センター協議会（セルフ協）・一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDNET）・一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会）
- ・ グループホームについて、小規模人数による報酬単価が必要であり、世話人配置基準3:1、2:1配置を検討すること。（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）
- ・ 住まいの支援について、日額ではなく月額報酬算定に見直すこと。
（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・きょうされん）
- ・ 基本報酬について区分1・2の軽度の方については見直しを行い、区分4・5・6といった重度の方については大幅に増額すること。（NPO法人全国地域生活支援ネットワーク）

論点②: 夜間支援等体制加算の見直しについて

- 夜間支援等体制加算については、平成26年度の改定で、それまでは夜勤と宿直で同水準となっていた単位を、それぞれの勤務の態様や賃金の取扱い等に応じて夜勤に係る単位を引き上げるとともに、宿直に係る単位の適正化を図ったところ。
- 単位については、1人の夜間支援従事者が支援する利用者の人数に応じて区分しているところであるが、最も少ない利用者の人数の区分が「4人以下」となっており、1人の従事者が3人以下の利用者を支援した場合、算定される報酬額が低くなってしまふ。



- 重度の障害者の場合、1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援を行う必要があるとの指摘があることも踏まえ、3人以下の区分を設けることについて、どう考えるか。
- また、現行では、個々の共同生活住居ごとに、同じ月に、夜勤の配置に係る夜間支援等体制加算(Ⅰ)、宿直の配置に係る夜間支援等体制加算(Ⅱ)のいずれかを算定できることとなっているが、本年度限りで認めている経過措置(同じ月に、夜勤を配置している日数を超えない範囲内で宿直を配置している日があっても加算(Ⅰ)を算定可能としているもの)については本年度限りとし、夜間における職員配置の実態をより適切に評価できるよう、同じ月の中でも日単位で加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定できるように見直すことについて、どう考えるか。

《参考》夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の概要

夜間支援等体制加算（Ⅰ）

算定要件

夜間・深夜の時間帯に**夜勤**を行う夜間支援従事者を配置し、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価（日）
4人以下	336単位
5人	269単位
6人	224単位
7人	192単位
8人～10人	149単位
11人～13人	112単位
14人～16人	90単位
17人～20人	75単位
21人～30人	54単位

夜間支援等体制加算（Ⅱ）

算定要件

夜間・深夜の時間帯に**宿直**を行う夜間支援従事者を配置し、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価（日）
4人以下	112単位
5人	90単位
6人	75単位
7人	64単位
8人～10人	50単位
11人～13人	37単位
14人～16人	30単位
17人～20人	25単位
21人～30人	18単位

※ 加算（Ⅰ）、（Ⅱ）はそれぞれ併給できない。

実績件数

（ ）内は共同生活援助の総数

	事業所数	利用者数	算定費用額（月額）
加算（Ⅰ）	1,743事業所（6,295事業所）	20,713人（88,893人）	13億円（106億円）
加算（Ⅱ）	1,780事業所（6,295事業所）	22,717人（88,893人）	4億円（106億円）

※ 平成26年4月国保連データ

《参考》夜間支援等体制加算の見直しのイメージ

◎ 少人数区分の単位数の創設

(現行)

利用者	単位
4人以下	336
5人	269
6人	224
7人	192
8～10人	149
11～13人	112
14～16人	90
17～20人	75
21～30人	54



項目	値	項目	値	項目	値	項目	値	項目	値
利用者	15人	利用者	9人	利用者	4人	利用者	3人	利用者	2人
単位数	90単位	単位数	149単位	単位数	336単位	単位数	336単位	単位数	336単位
合計	1,350単位	合計	1,341単位	合計	1,344単位	合計	1,008単位	合計	672単位

○ 利用者2人、3人の場合、相対的に合計単位数が減少となる。

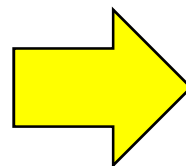
○ 少人数区分を設けて単位数を引き上げ、1人の従事者が少人数の利用者を支援可能にする。

◎ 月単位での算定から日単位での算定に見直し

(現行)

日付	夜間体制
1日	夜勤
2日	宿直
3日	夜勤
...	
30日	夜勤
31日	宿直
合計	夜勤20日、宿直11日

当該月は、31日間
全て夜勤に係る加算を算定。
(宿直の日数の方が
多い場合は31日
全て宿直に係る加算を算定。)



(見直し例)

日付	夜間体制
1日	夜勤
2日	宿直
3日	夜勤
...	
30日	夜勤
31日	宿直
合計	夜勤20日、宿直11日

より実態を反映した
算定となるよう、20
日について夜勤に係
る加算を、11日につ
いて宿直に係る加算
を算定。

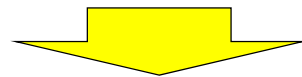
《参考》夜間支援等体制加算に関する要望事項

夜間の支援に関すること

- ・ 夜間支援の単価を引き上げること。
（社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会・きょうされん）
- ・ 夜間支援体制加算の検証を行い、再検討すること。（日本知的障害者福祉協会）
- ・ 夜勤と宿直の考え方を整理した上でモデル事業を設定し、十分にシミュレーションし、支援体制に激変の無いよう報酬改定すること。
（全国手をつなぐ育成会連合会）
- ・ 一人の夜勤職員が3人、2人の入居者を支援する場合の報酬を評価すること。
（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）
- ・ 夜間支援体制加算を充実させること。特に小規模グループホームの夜間体制づくりに着目した仕組みにすること。
（特定非営利活動法人DPI日本会議）
- ・ 夜間支援体制加算について区分1・2の軽度の方については見直しを行い、区分4・5・6といった重度の方については大幅に増額すること。（NPO法人全国地域生活支援ネットワーク）

論点③: 重度障害者支援加算の見直しについて

- 重度障害者支援加算については、重度障害者等包括支援の対象となる利用者（以下「重度障害者」という。）が2名以上いて、かつ、生活支援員を加配している事業所について、当該事業所の利用者全員に対し、所定の単位数を算定している。
- これは、重度障害者が入居しているグループホームが、支援員を加配して重度障害者を含め事業所全ての利用者に対して、通常より手厚い支援を行う体制を評価するものである。
- しかし、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたニーズの高まりを踏まえると、重度の障害者への支援をより手厚くしていく必要がある。



- このため、一部の従業者に対し強度行動障害支援者養成研修等の受講を課すことにより資質の向上を図りつつ、事業所全ての利用者を評価する体制加算から重度障害者に対する支援を評価する加算へと単位数を含めた見直しを行うことについて、どう考えるか。

その際、重度障害者が1名のみの事業所の取扱いについて、どう考えるか。

《参考》重度障害者支援加算の概要

算定要件

重度障害者等包括支援の対象となる利用者(重度障害者)が現に2名以上利用している場合であって、生活支援員を加配している事業所に対し、1日につき所定単位数を加算する。

なお、体制加算であるため、重度障害者の数に対してではなく、要件を満たす事業所の利用者数全体に加算している。

加算単位

45単位



	〇〇事業所											
	Aホーム			Bホーム			Cホーム			合計		
	通常の障害者	重度障害者	計	通常の障害者	重度障害者	計	通常の障害者	重度障害者	計	通常の障害者	重度障害者	計
利用者数	4	1	5	4	1	5	5	0	5	13	2	15

⇒ 45単位×15人=675単位/日

実績件数

()内は介護サービス包括型共同生活援助の総数

事業所数	利用者数	算定費用額(月額)
210事業所(4,802事業所)	3,206人(73,044人)	0.4億円(95億円)

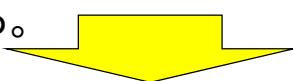
※ 平成26年4月国保連データ

《参考》重度障害者支援加算に関する要望事項

重度障害者等への対応に関すること

- ・ 要件の緩和(対象者を1人からでも認める。個人単位での居宅介護利用者も対象とする。)をすること。
(公益社団法人日本知的障害者福祉協会・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・特定非営利活動法人DPI日本会議)
- ・ 単価を大幅に増額すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・きょうされん・特定非営利活動法人DPI日本会議)

論点④: 日中支援加算(Ⅱ)の見直しについて

- 日中支援加算は、日中、グループホームの外で過ごすことができない利用者に対し、グループホームの中で支援を行った場合に評価を行うものである。
- 平成26年度には、日中支援加算(Ⅰ)を創設し、高齢又は重度の障害者であって日中をグループホームの外で過ごすことが困難な利用者に対し、生活支援員又は世話人を加配して日中に支援を行った場合を評価することとした。
- 日中支援加算(Ⅱ)については、グループホームの利用者が、心身の状況等によりあらかじめ予定していた日中活動サービスや就労等ができない日に、生活支援員又は世話人を加配して日中に支援を行った場合に3日目より評価している。
- 現行の日中支援加算(Ⅱ)では、加算の算定対象となる活動として、障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のほか、就労や地域活動支援センターの利用が対象となっているところ。
- しかし、他の活動であっても、あらかじめ予定していたが、心身の状況等により利用できず、日中グループホームで過ごして支援を受けるといった場合もあることから、障害者の高齢化や重度化を踏まえ、対象となる日中活動について拡充を図ることについて、どう考えるか。
(例. 精神科デイケア等)

《参考》日中支援加算（Ⅱ）の概要

算定要件

グループホームの入居者が心身の状況等により、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）等を利用することになっている日に当該サービスを利用できないとき、就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき等に、生活支援員又は世話人を加配し、当該利用者に対して日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月に2日を超える場合に、当該2日を超える期間について1日につき所定単位数を加算する。

加算単位

- 日中支援対象利用者が1人の場合 ⇒ 障害支援区分4～6まで:539単位、障害支援区分3以下:270単位
- 日中支援対象利用者が2人以上の場合 ⇒ 障害支援区分4～6まで:270単位、障害支援区分3以下:139単位

実績件数

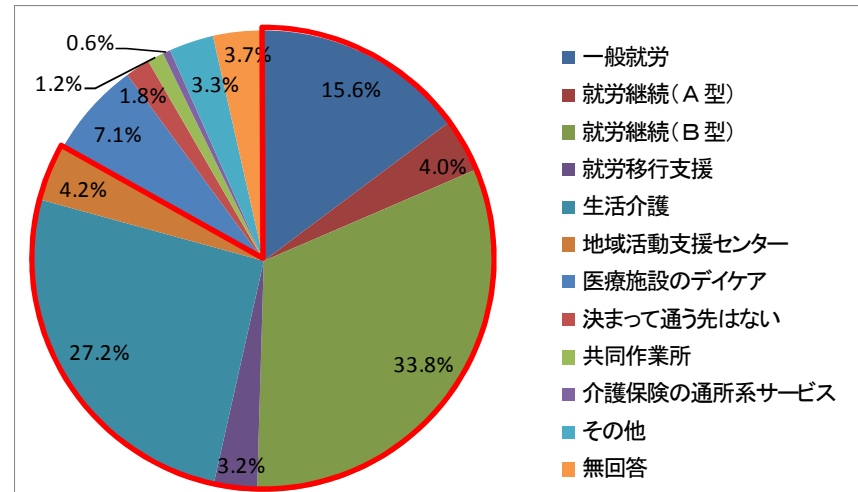
()内は共同生活援助の総数

事業所数	702事業所 (6,295事業所)
利用者数	1,557人 (88,893人)
算定費用額 (月額)	0.2億円 (106億円)

※ 平成26年4月国保連データ

参 考

「平成24年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査」(日本グループホーム学会調査研究会)『就労や日中活動(支給決定を受けて)場所』



《参考》日中支援加算に関する要望事項

日中の支援に関すること

(日中支援加算について)

- ・ 障害支援区分に変わったことを考慮して見直すこと。 (日本精神科病院協会)
- ・ 報酬を増額すること。 (きょうされん)
- ・ 日中支援加算について、(Ⅰ)(Ⅱ)を一本化し、初日から算定できるようにすること、土日祝日の算定も可能とすること。
(特定非営利活動法人DPI日本会議)
- ・ 重度の障害者に対しては、その専門性に見合った単位数とすること。 (NPO法人全国地域生活支援ネットワーク)

(日中支援加算(Ⅰ)について)

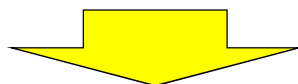
- ・ 65歳以上、障害支援区分4以上の基準を緩和すること。 (障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 土日祝日にも算定できるようにすること。 (一般社団法人自閉症協会・NPO法人全国地域生活支援ネットワーク)
- ・ 利用者が日中活動に通えない場合にも利用できるよう基準を緩和すること。
(一般社団法人全国肢体不自由児父母の会連合会)

(日中支援加算(Ⅱ)について)

- ・ 初日から適用すること。
(日本精神科病院協会・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・一般社団法人自閉症協会・NPO法人全国地域生活支援ネットワーク・一般社団法人全国肢体不自由児父母の会連合会)
- ・ 対象日中活動の範囲を拡大すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・特定非営利活動法人DPI日本会議)
- ・ 土日も算定できるように見直すこと。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・一般社団法人全国肢体不自由児父母の会連合会)

論点⑤: 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置について

- グループホームにおける利用者への介護サービスの提供は、生活支援員による介護又は外部サービス利用型グループホームでは外部の居宅介護事業所への委託による介護のいずれかの形態により行われており、これら以外の者による介護等を受けさせてはならないとされている。
- しかし、重度の障害者については、特例として、生活支援員による介護に加えて上乗せで介護サービスの提供が受けられるように、経過措置として利用者ごとに個人単位での居宅介護等の利用を認めているところ。



- 当該経過措置は、平成27年3月31日までとなっているが、経過措置期間を延長することについて、どう考えるか。

実績件数

介護サービス包括型
共同生活援助の数

	総数	区分4～6	
		区分4～6	個人単位の居宅介護等
利用者数	73,044人	24,013人	1,533人

※ 平成26年4月国保連データ

《参考》 個人単位の居宅介護等の経過措置の概要

グループホーム(介護サービス包括型)においては、原則として、グループホーム事業所の従事者以外の者による介護を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例(時限)措置として居宅介護等の利用を認めている。

【対象者】

・次のいずれかに該当する者

(1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者

(2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者

① グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護

・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

【グループホームの報酬】

・障害支援区分及び世話人の配置に応じ、報酬額を適用

(例)世話人配置4:1の場合 障害支援区分6の者で434単位/日

【グループホームの人員配置基準】

・個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定する。

《参考》個人単位の居宅介護等の利用に関する要望事項

個人単位の居宅介護等の利用に関すること

- ・ グループホームの個別ヘルパー利用について、引き続き利用を可能とし、恒常的な制度にすること。
(社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会・全国手をつなぐ育成会連合会・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・特定非営利活動法人DPI日本会議・一般社団法人日本自閉症協会)
- ・ グループホーム入居者(重度のろう重複障害者)が体調不良等により日中活動の場に通所できない場合、日中ヘルパー派遣が利用できるよう、制度の見直しをしてほしい。
(一般財団法人全日本ろうあ連盟)
- ・ 訪問系サービスを活用できるよう、制度的な整理を行うことについて検討してほしい。
(社会福祉法人全国盲ろう者協会)
- ・ グループホームの個別ヘルパー利用について、障害支援区分3以下も対象とすること。
(特定非営利活動法人DPI日本会議)

自立訓練

機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練の報酬に係る論点

【背景】

- 自立訓練は、障害者が地域において自立した生活を送ることができよう、自立訓練事業所に通所したり、事業者が利用者の居宅を訪問して、理学療法・作業療法といった必要なりハビリテーションや、入浴・食事等の自立した日常生活を営むための必要な訓練などを提供するものである。
- しかし、引きこもりの場合等においては通所による訓練が困難な場合があることや、宿泊型自立訓練事業所における夜間及び深夜の職員配置の必要性について指摘がある。

【論点】

- 論点① 訪問のみの生活訓練の利用及び訪問のみの機能訓練の利用を可能とすることについて、どう考えるか。
- 論点② 宿泊型自立訓練における夜勤又は宿直の配置を評価できるよう、夜間防災・緊急時支援等体制加算を見直すことについて、どう考えるか。
- 論点③ 宿泊型自立訓練における日中支援加算について、障害者の高齢化や重度化を踏まえ、対象となる日中活動の拡充を図ることについて、どう考えるか。

論点①: 訪問のみの自立訓練の利用について

- 現行では、生活訓練又は機能訓練を利用する場合、原則、利用者が自立訓練事業所に通所し、そこで訓練を受けることとなる。また、通所による訓練の利用者については、通所による訓練に併せて、事業所の支援員が利用者の居宅を訪問して訓練を行うことも可能となっている。



- しかし、引きこもり等の場合や精神科病院に長期間入院していた患者が退院した直後の時期には、その特性を踏まえると通所による訓練が困難な場合もある。このため、通所の利用を前提とせずに、訪問による訓練のみを利用できるようにすることについて、どう考えるか。

(参考①)「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(平成25年10月)

- ・ ひきこもりなどの場合や精神科病院長期入院患者の退院直後の時期には、その特性を踏まえると、通所による生活訓練が困難な場合もあり、訪問のみによる生活訓練も柔軟に行えるようにすることが求められる。

(参考②)「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A」(平成21年5月)

- 問7-1 訪問による自立訓練を利用する際、以前から通所の自立訓練を利用していなければならないのか。
- (答) 訪問による自立訓練は、現に通所による自立訓練を利用している者に限定されるものではなく、将来的に通所による自立訓練を利用することを前提として、自立訓練(機能訓練)計画又は自立訓練(生活訓練)計画において、通所による訓練と訪問による訓練の双方についての目標その他の支援方針等について定めている場合には、訪問による自立訓練を先行して利用することも差し支えない。

(参考③) 訪問による生活訓練に係る平成26年度障害者総合福祉推進事業の調査結果(暫定)

○調査概要・・・生活訓練事業所における訪問による生活訓練等の状況(平成26年7月)についてアンケート調査を実施。

調査対象:生活訓練事業所の475 回答事業所数:107 うち、訪問(加算請求)による生活訓練実施:32 (※ 途中集計結果)

○訪問による生活訓練メニュー(訪問による生活訓練を実施している事業所の80%以上が選択したもの)

- ・本人の日常生活上の生活課題に関するアセスメント・モニタリング【93.8%】
- ・生活全般に関する相談、助言【90.6%】
- ・本人が生活リズムを整えるための支援(訓練)【87.5%】
- ・食事に関する支援(訓練)【84.4%】
- ・服薬管理に関する支援(訓練)【84.4%】
- ・役所や銀行、医療機関など各種社会資源の利用のための支援(訓練)【81.3%】
- ・日常生活上、本人に必要なコミュニケーション能力を高める支援(訓練)【81.3%】

○訪問による生活訓練の利用者(H26.7に訪問による生活訓練を1回以上利用者した133人)の特性 ※未回答があるため利用者数(合計)に差異あり

(障害支援区分別)

	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
利用者数(知的)	6人	0人	3人	0人	0人	0人	0人
利用者数(精神)	54人	3人	23人	20人	12人	1人	0人
利用者数(その他)	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用者数(合計)	61人	3人	26人	20人	12人	1人	0人
構成比	49.6%	2.4%	21.1%	16.3%	9.8%	0.8%	0.0%

(年齢別)

	18歳～ 40歳未満	40歳～65 歳未満	65歳以 上
利用者数	37人	86人	5人
構成比	28.9%	67.2%	3.9%

○結果として訪問のみを利用している者の訪問による訓練導入当初の理由(訪問による生活訓練を実施している事業所の50%以上が選択)

- ・対人関係に敏感で、グループ活動に抵抗があるため【59.4%】
- ・ひきこもりがち等で本人が通所を希望していない、乗り気でないため【50.0%】
- ・ひきこもりや地域からの孤立予防、改善のため【50.0%】

○訪問による生活訓練利用の効果が大きいと思われる利用者像(訪問による生活訓練を実施している事業所が選択した利用者像の上位5つ)

- ・ひきこもりや地域からの孤立予防、改善のため【56.3%】
- ・ひきこもりがち等で本人が通所を希望していない、乗り気でないため【53.1%】
- ・対人関係に敏感で、グループ活動に抵抗があるため【50.0%】
- ・ホームヘルプや訪問看護以外の、訪問による柔軟な生活支援を必要としているため【46.9%】
- ・病状や生活障害が大きく、地域での生活に不安や困難が多いため【40.6%】

○訪問による生活訓練に関して、利用の効果という点から見た意見

(回数制限について見直しが必要なもの(1つのみ選択))

	件数	構成比
月単位の利用の上限	30	28.0%
期間内の利用回数の上限	30	28.0%
1日単位の利用の上限	13	12.1%
特に見直しは必要なし	12	11.2%
わからない、判断できない	42	39.3%
無回答	7	6.5%
合計	107	100.0%

(利用期限についての意見(1つのみ選択))

	件数	構成比
訪問のみの利用を認めるべき	58	54.2%
現行通りでよい	17	15.9%
わからない、判断できない	27	25.2%
無回答	5	4.7%
合計	107	100.0%

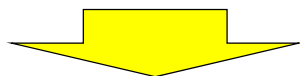
○利用により改善された課題(複数選択可)

	件数	構成比		件数	構成比
生活能力の低下(食生活・身の回り・金銭管理・生活リズム)	83	50.3%	生活状況がきわめて不安定	20	12.1%
ひきこもりや孤立	55	33.3%	交通機関の利用が困難	15	9.1%
コミュニケーション上の問題(家族・近隣)	45	27.3%	ヘルパーが利用できない状況	12	7.3%
服薬・医療受診	38	23.0%	ゴミ屋敷	12	7.3%
社会資源の利用が困難	30	18.2%	近隣トラブル	6	3.6%
生活能力に関するアセスメントが必要	30	18.2%	その他	8	4.8%
対人関係が不安定	24	14.5%	無回答	36	21.8%
退院・退所直後の生活安定化	20	12.1%	合計	165	100.0%

論点②: 宿泊型自立訓練事業所における夜間支援体制について

- 宿泊型自立訓練事業所においては、現行上、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保している場合や常時の連絡体制を確保している場合に報酬上の評価をしているところ(夜間防災・緊急時支援体制加算)。

しかし、夜間及び深夜における職員の配置については、人員基準上も配置を求めているが、報酬上も評価はしていない。



- 仮に報酬上の評価を検討する場合、どのような利用者について夜間及び深夜に職員配置が必要と考えられるか。

(参考)「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月)

- ・ 現在宿泊型自立訓練では夜間の防災体制や常時の連絡体制の確保について評価されているが、夜間職員の配置といった夜間の対応の評価について検討する。

《参考》夜間防災・緊急時支援体制加算の概要

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)

算定要件

夜間・深夜の時間帯に、必要な防災体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

12単位

実績件数

()内は宿泊型自立訓練の総数

	当該加算算定数
事業所数	180事業所(244事業所)
利用者数	2,852人(3,888人)
算定費用額 (月額)	0.1億円(4億円)

夜間防災・緊急時支援等体加算(Ⅱ)

算定要件

夜間・深夜の時間帯に、常時の連絡体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

10単位

実績件数

()内は宿泊型自立訓練の総数

	当該加算算定数
事業所数	213事業所(244事業所)
利用者数	3,335人(3,888人)
算定費用額 (月額)	0.1億円(4億円)

※ 平成26年4月国保連データ

※ 加算(Ⅰ)、(Ⅱ)はそれぞれ併給ができる。

《参考》グループホームの夜間支援等体制加算の概要

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

算定要件

夜間・深夜の時間帯に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価(円)
4人以下	336単位
5人	269単位
6人	224単位
7人	192単位
8人～10人	149単位
11人～13人	112単位
14人～16人	90単位
17人～20人	75単位
21人～30人	54単位

実績件数

()内は共同生活援助の総数

	事業所数	利用者数	算定費用額(月額)
加算(Ⅰ)	1,743事業所(6,295事業所)	20,713人(88,893人)	13億円(106億円)
加算(Ⅱ)	1,780事業所(6,295事業所)	22,717人(88,893人)	4億円(106億円)
加算(Ⅲ)	2,193事業所(6,295事業所)	30,452人(88,893人)	0.9億円(106億円)

夜間支援等体制加算(Ⅱ)

算定要件

夜間・深夜の時間帯に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価(円)
4人以下	112単位
5人	90単位
6人	75単位
7人	64単位
8人～10人	50単位
11人～13人	37単位
14人～16人	30単位
17人～20人	25単位
21人～30人	18単位

夜間支援等体制加算(Ⅲ)

算定要件

夜間・深夜の時間帯に、常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に加算を算定する。

加算単位

利用者数	加算単価(円)
一律	10単位

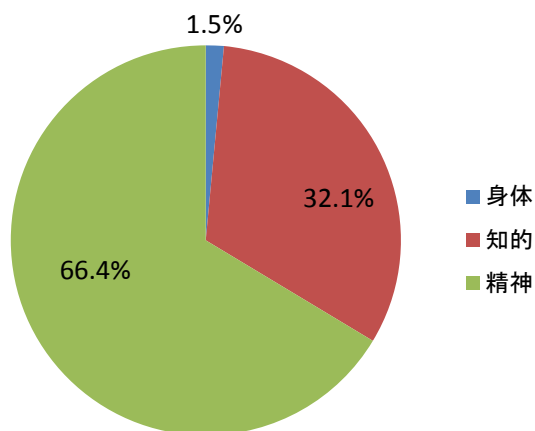
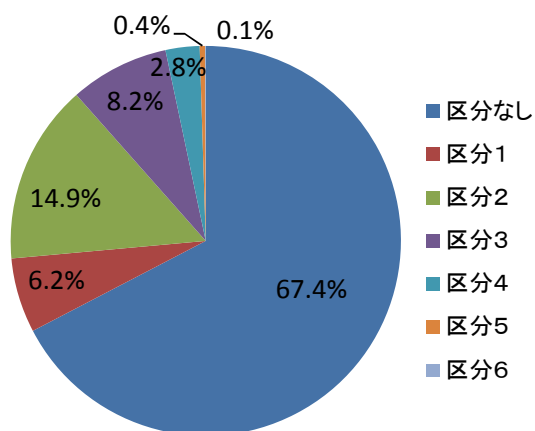
※ 加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)はそれぞれ併給できない。

※ 平成26年4月国保連データ

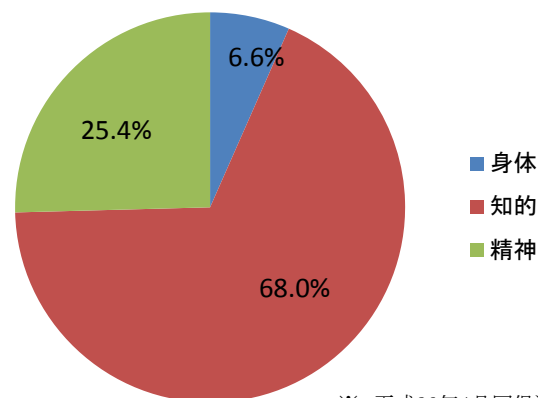
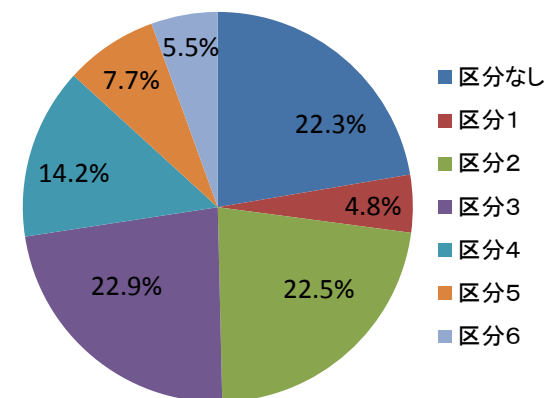
《参考》宿泊型自立訓練とグループホームの利用者

障害支援区分別にみると、宿泊型自立訓練では**区分2以下の利用者が約9割**を占める一方、グループホームでは**過半数が区分3以上**となっている。また、障害種別にみると、宿泊型自立訓練では**精神障害者が最も多く**、グループホームでは**知的障害者が最も多**くなっている。

宿泊型自立訓練



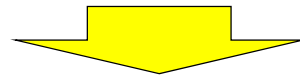
共同生活援助(グループホーム)



※ 平成26年4月国保連データ

論点③: 日中支援加算の見直しについて

- 日中支援加算は、宿泊型自立訓練の利用者に対し、日中、心身の状況等によりあらかじめ予定していた日中活動サービスや就労等ができない日に、従業者を加配して宿泊型自立訓練事業所において支援を行った場合に3日目より評価している。
- 現行の日中支援加算では、加算の算定対象となる活動として、障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のほか、就労や地域活動支援センターの利用が対象となっているところ。



- しかし、他の活動であっても、あらかじめ予定していたが、心身の状況等により利用できず、日中、宿泊型自立訓練事業所で過ごして支援を受けるといった場合もあることから、障害者の高齢化や重度化を踏まえ、対象となる日中活動について拡充を図ることについて、どう考えるか。(例. 精神科デイケア等)

実績件数

()内は宿泊型自立訓練の総数

事業所数	25事業所 (244事業所)
利用者数	51人 (3,888人)
算定費用額 (月額)	0.03億円 (4.1億円)

※ 平成26年4月国保連データ

《参考》 自立訓練に関する要望事項

自立訓練の利用に関すること

- ・ 訪問型生活訓練事業を創設すること。またその際は通所型生活訓練事業の指定を受けなくとも、訪問型単独の指定で事業が実施できるようにすること。（NPO法人全国地域生活支援ネットワーク）
- ・ 機能訓練の報酬単価を引き上げること。（社会福祉法人日本盲人会連合）
- ・ 自立訓練（生活訓練）宿泊型に係る減算について、標準利用期間経過後に継続利用する場合の単価の見直しを行うこと。（公益社団法人日本知的障害者福祉協会）
- ・ 宿泊型自立訓練の役割機能を充実させ、「地域生活支援基幹型センター」へと進化させること。
（日本精神科病院協会）

地域相談支援

地域相談支援の報酬に係る論点

【背景】

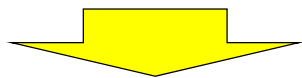
- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成24年度に個別給付として地域移行支援及び地域定着支援が創設された。
- しかし、地域移行支援については、早期の地域移行に向けた支援が図られるように柔軟な活用を検討すべきことや、地域生活を体験する機会を確保するように取り組むべきといった指摘がある。

【論点】

- 論点① 地域移行支援の初期段階における業務の評価について、どう考えるか。
- 論点② 地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用や体験宿泊の利用日数及び期間の制限を見直すことについて、どう考えるか。

論点①: 地域移行支援の初期段階における業務の評価について

- 地域移行支援は、病院に入院している者や施設に入所している者等を対象に、退院・退所して地域移行できるように住居の確保や障害福祉サービスの体験利用などの支援を行うものである。このため、地域移行支援事業所の従事者が病院や施設を訪問して、直接利用者と対面しながら支援を行うことが基本となる。
- しかし、サービスの利用に係る初期段階においては、事業所は病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要する。



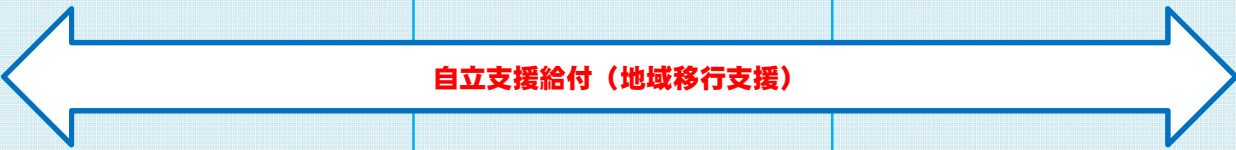
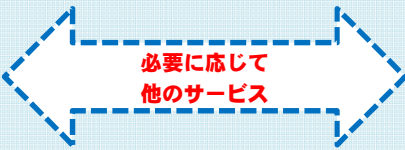
- このため、こうした部分について必要な業務負担として報酬上一定の評価を行うことについて、どう考えるか。

(参考)「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月)

- ・ 退院の意思が明確でない精神障害者に対し、早期に地域移行に向けた支援が図られるよう、障害者総合支援法に基づく地域移行支援の柔軟な活用について検討する。

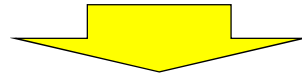
《参考》地域移行支援のイメージ

地域移行支援の利用について、利用に係る初期段階において支援を含め、一連の流れのイメージとしては以下のとおり。

	利用開始	利用中	退院・退所に向けて	退院後
報酬上の評価				
支援内容イメージ	○ 障害者が入院又は入所している病院や障害者支援施設などを訪問。 ○ 制度の説明や意向確認、生活状況の把握などを行い、申請に係る支援を実施。 ○ 今後の支援の実施に向けた個別支援計画を作成。 ○ 病院や施設を訪問して相談等の支援を開始。家族等や行政機関、障害福祉サービス事業所など関係機関との連携を図る。	○ 適宜、利用者の状況把握や意向の確認を行い、地域生活への移行に向けた支援を実施。 ○ 必要に応じて、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの体験利用支援や、地域での生活に向けた体験宿泊などを実施。	○ 退院・退所が可能となった場合には、退院後の住居の確保や関係機関への同行訪問など地域生活への移行に向けた支援を実施。	（地域移行支援による支援は終了。障害者は必要に応じて、生活介護、居宅介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助など他の障害福祉サービスを活用しながら地域生活を実施）

論点②: 障害福祉サービスの体験利用及び体験宿泊について

- 地域移行支援では、病院に入院している者や施設に入所している者に対し、入院中に退院・退所後の地域における生活・サービスを体験するために、日中活動系の障害福祉サービスの体験利用や、病院等の外で行う体験宿泊の支援を行っているところ。
- 現行では、あくまでも「体験」であるため、利用は1回の支給決定で15日（支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度としている。



- 利用者の病状や意向、状態に応じて体験したいサービスの内容や頻度は異なってくることも考えられるが、現行の利用日数及び期間の制限について、どう考えるか。

※ グループホームの体験利用は、現行でも年50日可能となっている。

（参考）「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（平成26年7月）

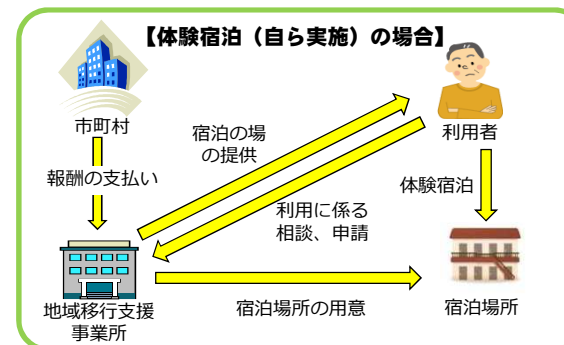
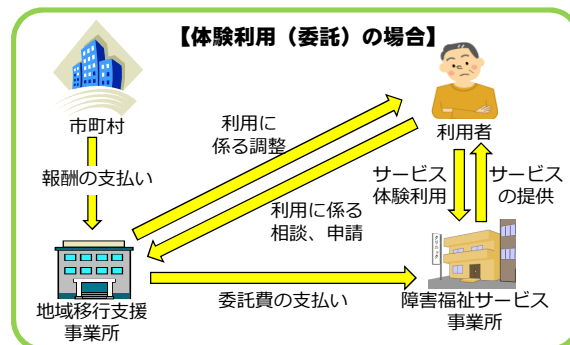
- ・ 入院中の精神障害者に対し退院の意思が明確でない段階から、グループホーム等での地域生活を体験する機会を確保するように取り組む（以下略）。

《参考》障害福祉サービスの体験利用等の概要

地域移行支援事業者が、地域移行支援の利用者に対し、次の支援を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)の体験的の利用支援を提供した場合
[15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき300単位を加算]
- ② 体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合
[②と③合わせて15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき300単位を加算]
- ③ 体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合
[②と③合わせて15日(当該支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に、1日につき700単位を加算]

イメージ



	①体験利用	②体験宿泊(Ⅰ)	③体験宿泊(Ⅱ)
事業所数	30事業所(254事業所)	27事業所(254事業所)	31事業所(254事業所)
利用者数	35人(458人)	27人(458人)	31人(458人)
算定費用額(月額)	0.004億円(0.1億円)	0.003億円(0.1億円)	0.007億円(0.1億円)

※ 平成26年4月国保連データ、()内は地域移行支援の総数

《参考》地域相談支援に関する要望事項

（地域移行支援）

- ・ 家族同居からの自立も地域移行として認めるよう対象拡大すること。
（全国手をつなぐ育成会・特定非営利活動法人DPI日本会議）
- ・ 対象者について、矯正施設等の入所者で一般調整の対象者も含めて対象拡大を検討すること。
（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）

（地域定着支援）

- ・ 家族同居の場合にも積極的に活用できるよう仕掛けを工夫し、万への不安の備えをすること。
（全国手をつなぐ育成会）
- ・ 世帯全体に対する支援が必要な場合の支援を評価する「家族支援加算」を創設すること。（具体的には301単位→500単位）
（全国手をつなぐ育成会）
- ・ 同日に複数回緊急対応した場合の加算として「同日複数対応加算」を創設すること。（具体的には350単位／回として、1日当たり2回まで算定可能とすること。）
（全国手をつなぐ育成会）